君津市　重大事態における調査について（概略図）

重大事態発生

調査１　学校の調査

小・中学校
法第２２条ー学校いじめ対策組織にて調査

認知の報告　　調査結果の報告

指導・支援

教育委員会
学校と連携して、必要な指導及び支援

法第２８条
第一号事案
「生命、心身又は財産に重大な被害」
○児童生徒が自殺を企図した場合
○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合

第二号事案
「相当の期間学校を欠席」
・年間３０日を目安

＜重大事態を把握する端緒＞
①重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない
②被害児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる

認知の報告　　調査結果の報告

認知の報告
調査結果の報告
県教育委員会
認知の報告
調査結果の報告
知　事
市と連携して
再調査ができる

調査２　市長の調査

市　長　　**市長部局：総務課**

①　**調査の結果について調査**を行うことができる

②　①にかかわらず**並行して調査**を行うことができる

調査の要請
報告

君津市いじめ調査委員会
□学識経験者　□弁護士　□精神科医　□心理、福祉の専門家
・市長に意見を述べることができる
・委員は５人以内
・利害関係を有しない者（第三者）
・任期は２年
・重大事態の関係者等の出席、及び資料の提出を求めることができる